少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

2021 年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校における学級編制標準の引き下げの早期実施も必要です。

令和3年3月30日開催の第204回国会・参議院文教科学委員会において、国務大臣も小・中における30人学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校に加えGIGAスクール構想の実施など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、会計年度任用職員を含め加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

厳しい財政状況の中で、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、子どもたちが 全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の権利であり、国の施策として 定数改善にむけた財源保障が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1. 中学校の35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 高等学校の35人学級の実現に向けて検討すること。
- 3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。とりわけGIGAスクール構想の実施にともなうICTサポーターの配置増を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和4年9月28日 可決)

衆 議 院 議 長 殿 参 議 院 議 長 殿 閣 総 理 大 臣 殿 内 財 務 大 臣 殿 あて 総 務 大 臣 殿 文 部 科 学 大 臣 殿 殿 内 閣官房長 官